

A. 重要事項説明書

あなた(又はあなたのご家族)が利用しようと考えている、指定介護(予防)福祉用具貸与・特定介護(予防)福祉用具購入サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明致します。 わかりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は「指定介護(予防)サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護(予防)のため効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省第35号)」第8条の規定に基づき、指定介護(予防)福祉用具貸与・販売サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 指定介護(予防)福祉用具貸与・特定介護(予防)福祉用具購入サービス提供する事業者について

事業者名称	株式会社 エヴァ
代表者氏名	代表取締役 野崎 靖生
本社所在地	〒813-0034 福岡県福岡市東区多の津1丁目10-2
連絡先及び電話番号	TEL 092-292-0330 FAX 092-622-3823
法人設立年月日	平成11年5月19日

2. 利用者に対してサービスを実施する事業所について

事業所名称	株式会社 エヴァ	介護保険事業所番号	4070900578
管理者	豊 貴一		
所在地及び連絡先	福岡県福岡市東区多の津1丁目10-2 TEL:092-292-0330 FAX:092-622-3823		
サービス種類	指定介護(予防)福祉用具貸与、特定介護(予防)福祉用具販売		
事業実施地域	福岡・糸島・太宰府・那珂川・春日・大野城・筑紫野・古賀・福津・宗像・飯塚・田川(12市)、糟屋(1郡)		
営業日・時間	月曜～金曜(祝日を除く) 9:00～18:00 その他休日 8月13日～8月15日、12月30日～1月3日(TEL対応可能)		

3. 事業の目的

福祉用具相談専門員が要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与・販売サービスを提供することを目的とする。

4. 運営の方針

バリアフリー化の推進、利用しやすい製品やサービスの普及、ご利用者の視点に立った福祉構築、自立生活支援につなげる為のサポート、品質の高い情報・知識・商品の提供を運営の目的とし、地域との結びつきを重視して、市町村・他の居宅サービス事業者・保健医療サービスとの連携に努め、適正な福祉用具を提供することを目的とします。

5. 事業所職員体制

管理者	:	1 名
福祉用具相談専門員	:	6 名
福祉住環境コーディネーター	:	3 名

6. 利用料

法定代理受領分、法定代理受領分以外、ともに介護報酬の告示上の額とします。平成30年8月改正施行により、介護保険証及び負担割合証での負担割合記載により1割、2割、3割負担のいずれかで、利用者様負担を確認・決定するものとします。

【一】 レンタル開始月の料金

- ・レンタル開始日が開始月15日以前の場合・・・月額レンタル料金全額
- ・レンタル開始日が開始月16日以降の場合・・・月額レンタル料の1/2相当額

【二】 レンタル終了月の料金

- ・レンタル終了日が終了月15日以前の場合・・・月額レンタル料の1/2相当額
- ・レンタル終了日が終了月16日以降の場合・・・月額レンタル料金全額

【三】 1ヶ月以内のレンタル料金

- ・レンタル期間が1ヶ月以内の料金 ……………月額レンタル料金全額

通常の実施地域を超えて行う指定介護(予防)福祉用具貸与・特定介護(予防)福祉用具購入に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を請求いたします。

7. 身分証携行業務

福祉用具相談専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者またはご利用者のご家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

B. その他確認事項

1. 福祉用具選定への援助、同意

ご利用者又はそのご家族が福祉用具を選定する際には、専門相談員はご利用者の心身状態・希望・療養環境等を考慮に入れ、福祉用具が適切に選定・使用されるように基づき相談に応じます。また、カタログ等を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料金に関する情報を提供いたします。

2. 福祉用具の納品前点検について

貸与する福祉用具については、安全性、衛生状態、破損等がないか事前にチェックいたします。

3. 搬入

ご利用者又はそのご家族、介護支援専門員との打ち合わせ後、搬入日時を決定いたします。

4. 福祉用具の説明、確認

搬入、組み立てた福祉用具については、専門相談員がご利用者の身体状況等に応じて調整を行います。また、ご利用者そのご家族に福祉用具の使用方法、使用上の留意点、故障時の対応などを説明します。また、それらの内容を記載した取扱説明書、しおり等を交付します。必要に応じて、ご利用者・そのご家族に実際に福祉用具を使用しながら説明・指導し、最終的に貸与及び販売した福祉用具の適合状況を確認します。

5. 契約の説明

ご利用者、そのご家族に重要事項説明書の説明を行います。その後、ご契約者及びご使用者を確認し、その契約内容を確認した後、「福祉用具貸与の契約」を結び、契約書に署名捺印をいただきます。

6. サービス提供記録・開示の説明

指定介護(予防)福祉用具貸与の実施毎に、その貸与開始日及び終了日・種目及び品名利用料・福祉用具の使用状況(修理、メンテナンス等を含みます)等についての記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存いたします。またご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

7. 使用状況の確認

6ヶ月(予防3ヶ月)に1回又は必要に応じて臨時に、ご利用者の使用福祉用具の使用状況を電話等で確認します。身体状況の変化があった場合には、福祉用具の調整、あるいは取替えなどの対応を行います。

8. 搬出

ご利用者、ご家族又は居宅介護支援事業者からレンタル終了の連絡があった場合は、搬出日時を打ち合わせた上で搬出を行います。その際、病毒感染のおそれのある福祉用具の場合は特に注意し、他の商品と区別し専用カバーで密閉し回収を行います。

9. 利用料、お支払方法、請求書・領収書発行についての説明

利用料、ご利用者負担額(介護保険を適用する場合)、及びその他の費用の額は、サービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月20日までに利用者様あてに電子通知または郵送(郵送手数料として165円(税込)をいただきます。)します。また、入金確認の翌月に領収書も添えて電子通知または同封いたします。

※利用料、ご利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

※物件の引渡から返還が完了するまでの間に、故意もしくは過失により物件が滅失または毀損したときは、その損害を賠償していただきます。

10. 解約、一時保留の説明

ご利用者が、医療機関への入院、介護保険施設への入所等をされた場合、介護保険の適用外となりレンタル料が全額個人負担となる場合があります。医療機関への入院、介護保険施設への入所等をされた、又はする予定がある方は、お早めに担当の者までご連絡下さいませお願い致します。

11. 事故発生時の対応

事業所の貸与福祉用具使用中に事故が発生した場合は、市町村・ご家族・緊急連絡先・当該ご利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。必要に応じて保険者・県等の指導助言を仰ぎます。

12. 秘密の保持について

事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、従業者に業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

C. 個人情報取り扱い

以下に定める条件のとおり、指定介護(予防)福祉用具貸与、特定介護(予防)福祉用具販売 サービス事業所 株式会社 エヴァは、利用者の個人情報を下記の利用目的の範囲内でのみ使用・提供・または収集します。 個人情報の提供は必要最低限とし、指定居宅サービス提供に関わる目的以外決して利用し、関係者以外に決して漏れないよう努めます。

○個人情報の内容

従業者が業務上知り得た氏名、住所、電話番号、健康状態、病歴、その他利用者本人と家族に関する全ての情報。

○個人情報の利用・開示

1. 介護保険上の担当会議とケアマネージャーや他のサービス事業者などとサービスの調整をする時、打ち合わせ上必要な場合、法に基づき用います。
2. 指定居宅サービス提供に関して、必要な書類の作成。
3. 商品配送に関する確認等及び関係卸業者への開示。
4. 緊急時の医師・関係機関への連絡、ご家族及び後見人様などへの報告。
5. 法令上義務付けられている、関係機関(医療・警察・消防等)からの依頼があった場合。
6. 上記各号にかかわらず、緊急を要するときの連絡等の場合。

D. 福祉用具利用方法の説明

○指定介護(予防)福祉用具貸与

種目	品目	機能・構造説明	説明日
車椅子	自走用標準型車椅子	自分で操作して移動が出来る。	
	手押型車椅子	自分で操作して移動が出来ない。	
	普通型電動車椅子	指定業者が利用者に対し、利用に伴う危険、訓練操作の必要性等について、十分な説明を行う旨を運営基準等に定める。	
車椅子付属品	クッション、ステッキホルダー	車椅子と一体的に使用されるもの。	
特殊寝台	ベッド本体	サイドレールが取付けてあるもの又は取付可能なものであって次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 ●背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能。 ●床板の高さが無段階に調整できる機能。	
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール、介助バー、サイドテーブル	特殊寝台と一体的に使用されるもの。	
床ずれ防止用具	エアーマット	送風装置又は空気圧調整装置を備えたもの。	
	全身用マット	水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなるもの。	
体位変換器		空気パット等を身体の下に挿入することにより、要介護者の体位を容易に変換できるもの(体位保持のみを目的とするものを除く)。	
手すり		居宅の床に置いて使用することにより、転倒予防及び移動することを目的とするもの。 工事を伴わないものに限る。	
スロープ		段差解消のためのものであって、取付に際し工事を伴わないものに限る。	
歩行器	二輪歩行器、三輪歩行器、四輪歩行器、六輪歩行器、四脚歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの。 ●車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。 ●四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動をさせることが可能なもの。	
歩行補助つえ		松葉、カナディアン・クラッチ、ロフトランド・クラッチ及び多点杖に限る。	
認知症老人徘徊感知器	離床センサー	●要介護者が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し家族及び隣人等へ通報するもの。 ●感知部位に加圧・除圧又は接触することで、家族、隣人に「ベッド」から離れたことを音で知らせるもの。	
自動排泄処理装置品		●尿または便が自動的に吸引されるもの。 ●尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの。 ●要介護者または、その介護を行う者が容易に使用できるもの。	

○特定介護(予防)福祉用具販売

種目	機能・構造説明	説明日
腰掛け便座	●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。 ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ●電動式又はスプリング式で、便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ●便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)	

○特定介護(予防)福祉用具販売

種目	機能・構造説明	説明日
入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ●入浴用いす。 ●浴槽内いす。 ●浴槽用手すり。 ●入浴台。 ●浴室内すのこ。 ●浴槽内すのこ。 ●入浴介助用ベルト。	
簡易浴槽	空気又は折りたたみ式等で容易にできるものであって、取水又は排水の為に工事を伴わないもの。	
移動用リフトの つり具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。	
自動排泄処理装置 の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。	
排泄予測 支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要介護者またはその介護を行う者に通知するもの。	
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。	
スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。松葉杖は除く。	

E. 苦情受付 及び 緊急連絡先

株式会社 エヴァ

092-292-0330

苦情受付及び、管理責任者: 豊 貴一

福岡県 国民健康保険団体連合会 介護保険サービス苦情相談窓口 : 092-642-7859

福岡県 保健福祉局 高齢社会部 介護保険課 : 092-733-5452

福岡市 東区 福祉・介護保険課 : 092-645-1069

福岡市 博多区 福祉・介護保険課 : 092-419-1081

福岡市 中央区 福祉・介護保険課 : 092-718-1102

福岡市 南区 福祉・介護保険課 : 092-559-5125

那珂川市役所 高齢者支援課 : 092-953-2211

筑紫野市役所 健康福祉部 高齢者支援課 : 092-923-1111

宗像市役所 健康福祉部 介護保険課 : 0940-36-4877

古賀市役所 介護保険課 介護保険係 : 092-942-1144

福岡県介護保険広域連合 粕屋支部 : 092-976-2334

福岡市役所 福岡庁舎 健康福祉部 高齢者サービス課 高齢者福祉係 : 0940-43-8298

その他、各市町村の介護保険課にも苦情相談窓口があります。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事業所名 株式会社 エヴァ

令和 年 月 日

説 明 者

印

☐ 個人情報の取り扱いを含む、上記A～Eの項目について事業者より説明を受け、同意します。

請求書 送付方法 (いずれかに必ずチェック☑を付けてください)

☐ 郵送 (手数料 165円/月)

☐ ショートメール登録 (無料)

☐ LINE登録 (無料)

(電話番号:)

ご利用者氏名

平成23年4月1日改正

平成23年10月15日改正

平成24年4月1日改正

平成25年10月1日改正

令和5年8月21日改正

令和7年3月1日改正

令和7年8月1日改正

ご利用者代理人

続柄()

尚、書類は2部作成し、1部は利用者様控え、1部は当事業所 控えとさせていただきます。

附 則:この規程は、令和7年8月1日から施行する。